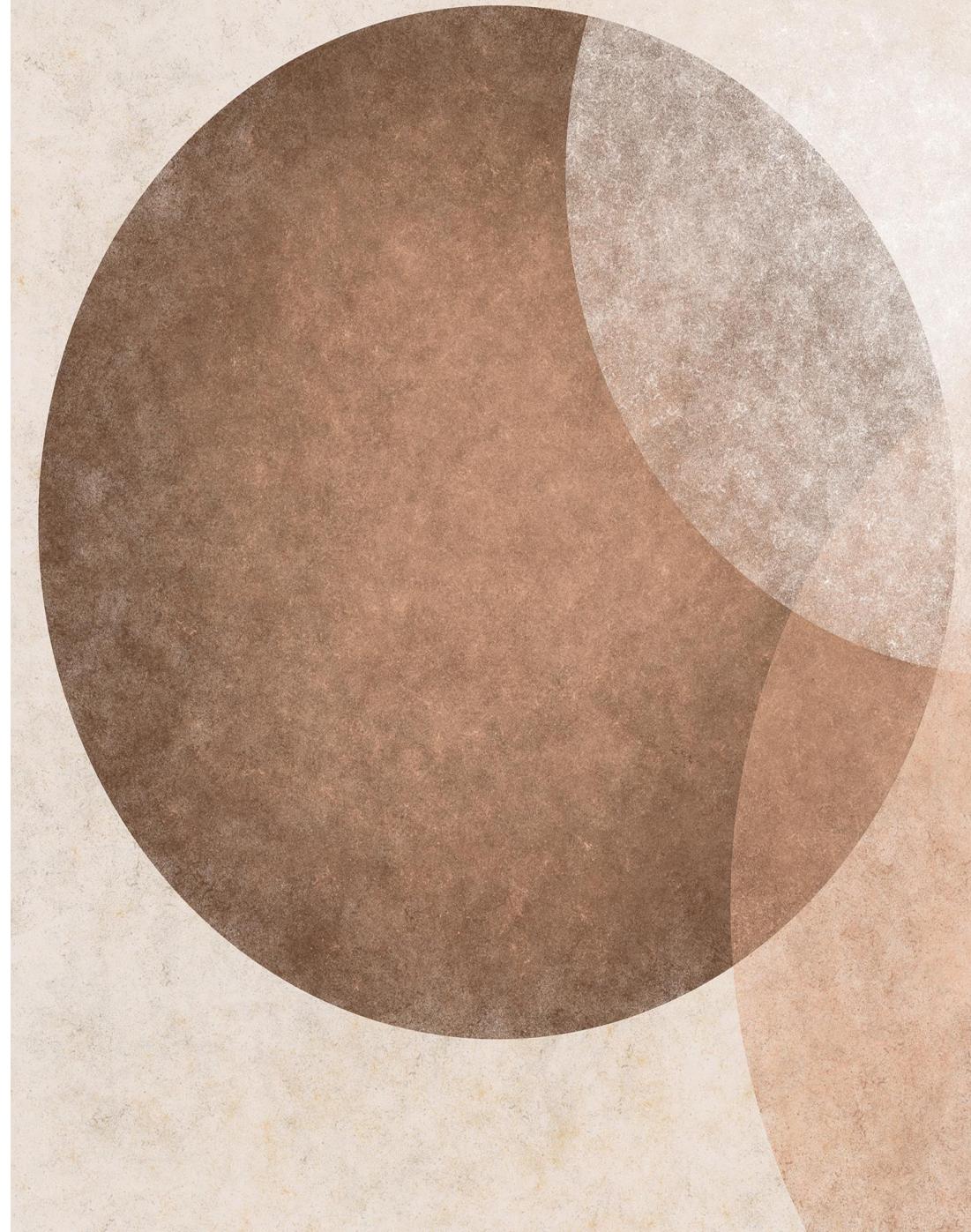


# 令和7年度 介護保険サービス 集団指導



MAEBASHI CITY



# 本年度の指導テーマ(目次)

- 1 介護保険施設等の指導監督
- 2 業務管理体制の検査
- 3 運営指導における指摘事例
- 4 高齢者虐待防止
- 5 自主点検表の活用

- 1 介護保険施設等の指導監督
- 2 業務管理体制の検査
- 3 運営指導における指摘事例
- 4 高齢者虐待防止
- 5 自主点検表の活用

# 介護保険施設等の指導監督

## 目的と仕組み

区分	目的・内容		実施時期
指導	集団指導	適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るために、講義やホームページ上への説明資料の公開等の形式により、複数の事業所に対して指導する。`	実施計画に基づき定期的に実施
	運営指導	事業者が行うサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、自ら法令等を遵守する事業者の育成を目指して、個別の事業所に対し、原則として実地において介護サービスの質、運営体制及び介護報酬の請求について指導する。	
監査	介護報酬の不正請求や指定基準違反の疑い、または介護サービス事業所内で発生した高齢者虐待の疑いに対し、事実確認を行い、公正かつ適切な措置を行うために実施する。		機動的に実施

# 介護保険施設等の指導監督

## 監査と行政処分

- 監査の結果、不正請求や人格尊重義務違反等が確認された場合
  - 行政処分(例:指定取消し、効力停止など)
  - 文書等による改善勧告
- 行政処分の影響
  - 事業者名・事業所名が公示され、社会的信用の喪失リスク
  - 不正請求の場合は、介護報酬の返還+不正請求額の40%加算金

- 行政処分は経営的損失だけでなく、社会的信用にも影響します。

# 介護保険施設等の指導監督

## 前橋市内の行政処分の事例

処分年度	種別	処分内容	主な処分事由
平成30年度	通所介護	指定の全部の効力の停止 (3か月)	<b>【不正請求】</b> 通所介護費を不正に請求し受領した。 ・サービス提供時間が算定要件を満たしていない。等
令和元年度	訪問介護	指定取消	<b>【不正請求】</b> 訪問介護費を不正に請求し受領した。 ・訪問介護を提供した記録が存在しない。 ・訪問介護の提供内容と整合しない請求を行った。 ・初回加算について、算定要件を満たしていない。等
令和3年度	通所介護	指定取消	<b>【不正請求】</b> 介護職員待遇改善加算を不正に請求し受領した。 ・加算の算定額を上回る賃金改善を実施していない。 ・虚偽の実績報告書を作成し、市に提出した。等

# 介護保険施設等の指導監督

## 前橋市内の改善勧告の事例

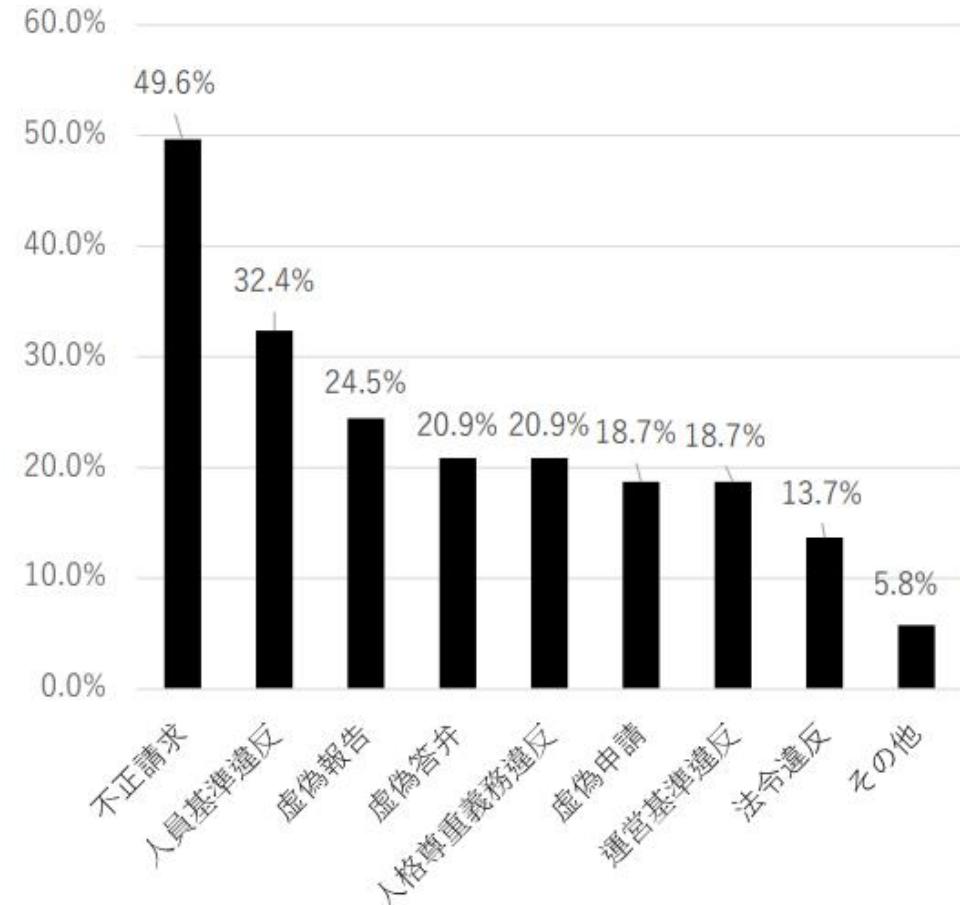
勧告年度	種別	勧告内容	勧告事由
令和3年度	通所介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。</li><li>・認知症である利用者に対して、特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。</li><li>・管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行うこと。</li></ul>	事業所内において、認知症である利用者に対し、高齢者虐待に該当する身体的拘束が行われた。

# 介護保険施設等の指導監督

## 全国における行政処分の傾向について

	処分事由	件数	割合	(参考) 居宅サービスの条文
1	人員基準違反	45	32.4	第77条第1項第3号
2	運営基準違反	26	18.7	第77条第1項第4号
3	人格尊重義務違反	29	20.9	第77条第1項第5号
4	不正請求	69	49.6	第77条第1項第6号
5	虚偽報告	34	24.5	第77条第1項第7号
6	虚偽答弁	29	20.9	第77条第1項第8号
7	虚偽申請	26	18.7	第77条第1項第9号
8	法令違反	19	13.7	第77条第1項第10号
9	その他	8	5.8	
	合計	285		

注: 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるため、指定取消・停止件数と処分事由の合計は一致しない。



出典 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和7年3月）

- 1 介護保険施設等の指導監督
- 2 業務管理体制の検査
- 3 運営指導における指摘事例
- 4 高齢者虐待防止
- 5 自主点検表の活用

## 介護サービス事業者に法令遵守が強く求められる理由

- 介護保険制度の特徴
  - 40歳以上の国民の保険料+公費で運営
  - 国民の保健医療の向上と福祉の増進を目的
  - 公的性が極めて強い制度
- 事業者に求められていること
  - 適切なサービス提供
  - 法令等の自主的な遵守

## 法令遵守と業務管理体制の整備の義務

- 法令遵守の義務

- 介護保険法で事業者の義務として明記
- 適正なサービス提供と制度の信頼確保のため必須

- 業務管理体制の整備

- 法令等を遵守し、適正なサービスを継続するための体制
- 形式的な整備ではなく、実際に機能・運用されていることが重要

### 介護保険法 第74条第6項

- 指定居宅サービス事業者は、要介護者的人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。（第74条第6項）
- 指定居宅サービス事業者(略)は、第74条第6項(略)に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。(第115条の32第1項(抜粋))

# 業務管理体制

## 業務管理体制に係る届出について

(業務管理体制整備の内容)



### 【届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市長村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。

(みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。)

(厚生労働省HP掲載「介護サービス事業者の業務管理体制について」から抜粋)

## 届出事項について

### 届出事項

①事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

②法令遵守責任者の氏名及び生年月日

③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要  
(指定又は許可を受けている事業所数が20以上の場合)

④業務執行の状況の監査の方法の概要  
(指定又は許可を受けている事業所数が100以上の場合)

- 届出事項に変更が生じた場合は、届出が必要

# 業務管理体制

## 前橋市の業務管理体制の届出先

前橋市の業務管理体制の届出先	介護保険課事業所指定係
届出方法	届出システムによる電子申請での届出 ※郵送等による届出も可能です。

前橋市ホームページ>申請書ダウンロード>福祉部>介護保険課  
>介護保険法に基づく申請・届出>介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/13023.html>

## 業務管理体制の検査

### ● 一般検査

- ・ 原則として6年に1回以上、運営指導に合わせて定期的に実施する。
- ・ 業務管理体制の整備に係る一般検査調書及び法令遵守責任者へのヒアリングによって業務管理体制の整備・運用状況を確認する。

### ● 特別検査

- ・ 指定取消処分相当事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況及び当該事案への組織的関与の有無を検証するために実施する。
- ・ サービス事業所の他、対象事業者本部への立入検査を行う場合もある。

### 業務管理体制の整備に係る一般検査調書

前橋市ホームページ → 組織から探す > 福祉部 > 指導監査課 > 業務案内 > 【介護・高齢】運営指導等の事前提出資料（介護・高齢分野）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/23978.html>

- 1 介護保険施設等の指導監督
- 2 業務管理体制の検査
- 3 運営指導における指摘事例
- 4 高齢者虐待防止
- 5 自主点検表の活用

# 運営指導における指摘事例

## 【指摘事例の見方】

事例	<b>【該当する種別】</b> 運営指導において確認された具体的な不適切事例
指摘	運営指導の結果として指摘した事項
補足	指摘内容の背景や具体的な改善の方向性について補足説明

# 運営指導における指摘事例

## 【事例1】人員基準等に関する指摘

事例	<p><b>【共通】</b> 管理者や従業者の出勤状況が確認できない。</p>
指摘	管理者や従業者の出勤状況が確認できる記録(タイムカード又は出勤簿)を作成してください。
補足	<p>タイムカード又は出勤簿等により、勤務している時間数を記録し、管理者や従業者としての人員基準等を満たしていることを明らかにしてください。 なお、事業者の代表者や役員等が管理者又は事業所の従業者となっている場合に、出勤状況が確認できる記録が整備されていないケースが多く見られますので留意してください。</p>

# 運営指導における指摘事例

## 【事例2】内容及び手続きの説明及び同意等

事例	<p><b>【共通】</b> 介護報酬改定について、既存の利用者に対して口頭で説明しているが、文書を交付しておらず、利用者の同意を得ていない。</p>
指摘	介護報酬改定について、既存の利用者に対して変更内容を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得てください。
補足	制度改定などにより契約内容に変更が生じる場合、口頭のみの説明では、変更内容が正しく伝わらなかったり、後々トラブルにつながる可能性があります。文書を交付して説明してください。

# 運営指導における指摘事例

## 【事例3】運営規程

事例	<b>【共通】</b> 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていない。
指摘	運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」として、虐待の防止に係る組織内の体制や、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を定めてください。
補足	運営規程を変更した場合は変更後10日以内に、当該変更について前橋市長(介護保険課事業所指定係)に届け出してください。

### 運営規程参考例(訪問介護)

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第〇〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- 二 虐待の防止のための指針の整備
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定訪問介護等の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

# 運営指導における指摘事例

## 【事例4】勤務体制の確保

事例	<p><b>【共通】</b> ハラスメントの防止について、就業規則で規定されているが、従業者に認知されていない。また、ハラスメントの相談窓口が設けられていない。</p>
指摘	<p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行ってください。また、ハラスメントの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備してください。</p>
補足	<p>方針を定めるだけでなく、実際に職場において適切に対応できる仕組みとして運用してください。</p>

# 運営指導における指摘事例

## 【事例5】研修の実施記録

事例	<p><b>【共通】</b> 研修を実施しているが、その実施記録が整備されていない。</p>
指摘	職員の資質向上のため、事業所内研修を計画的に実施するとともに、研修の実施記録を作成してください。
補足	研修の実施記録を作成する際は、研修の実施日、内容、受講者等を明らかにしてください。

# 運営指導における指摘事例

## 【事例 6】勤務表の記載内容の明確化

事例	<p><b>【共通】</b> 勤務表上、サービスまたは職種間の勤務時間が明確に区分されていない。</p>
指摘	複数のサービスまたは職種に従事している従業者については、サービスまたは職種ごとの勤務時間を勤務表上明確に区分してください。
補足	<ul style="list-style-type: none"><li>・算定している加算に、人員配置等の要件がある場合には、勤務表等で勤務時間数を明確に示し、加算の算定要件を満たしていることを明らかにしてください。</li><li>・人員基準において「常時1以上」等の配置が求められる場合(通所介護等)には、勤務表等で勤務時間数だけでなく勤務時間帯を明確にする必要があります。</li></ul>

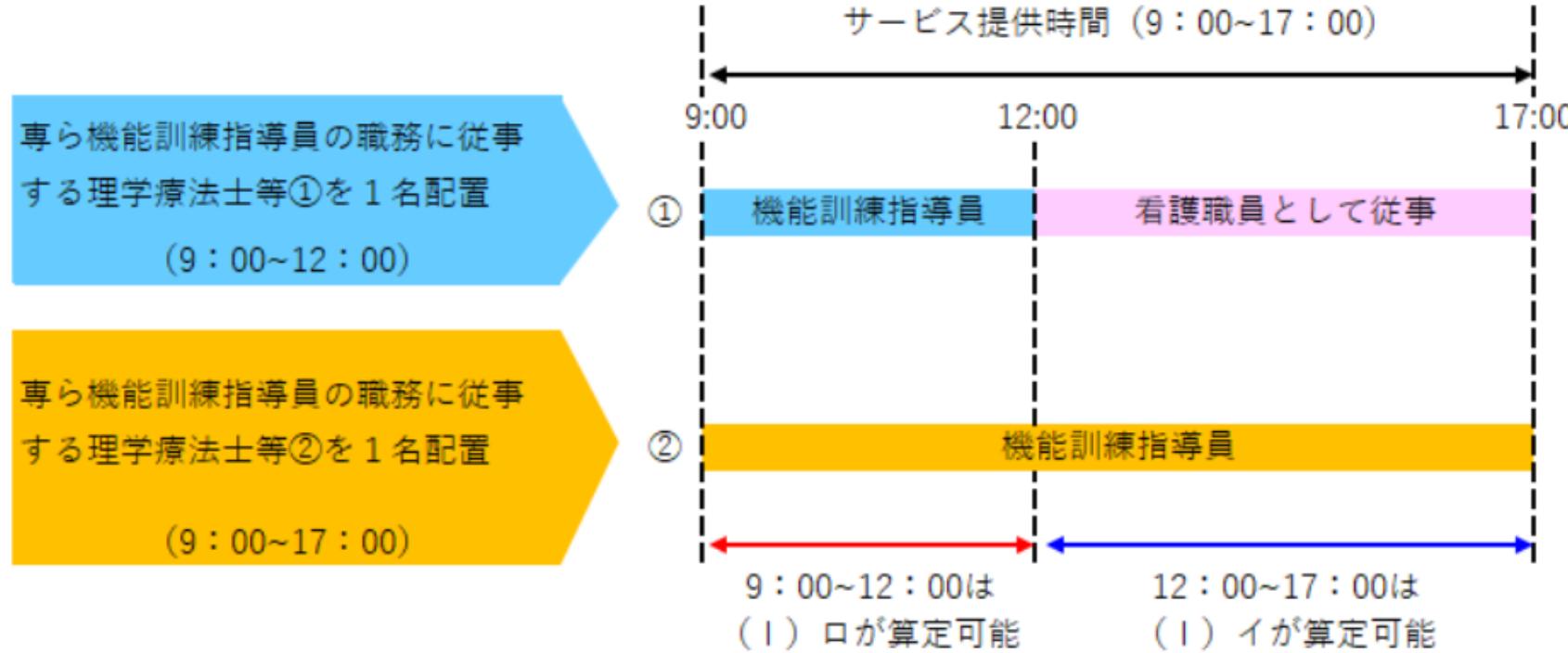
### 参考 勤務表参考様式

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/23978.html>

# 運営指導における指摘事例

## 【例】個別機能訓練加算(Ⅰ)口の人員配置要件について

通所介護 個別機能訓練加算(Ⅰ)口の人員配置要件 令和6年度報酬改定Q&A(Vol.1)問57



理学療法士等①、理学療法士等②の2名とも、9:00から17:00まで事業所に勤務しています。理学療法士等①については、9:00から12:00までを機能訓練指導員として従事し、12:00から17:00までを看護職員として従事していることを勤務表等で明確にすることで、9:00から12:00までは、機能訓練指導員が2名従事しており、個別機能訓練加算(Ⅰ)口の人員配置要件を満たしていることを明らかにします。

# 運営指導における指摘事例

## 【事例7】認知症介護基礎研修の受講に関する措置

事例	<p>【共通（医療・福祉関係の資格を有する者のみが配置される種別を除く）】 従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていない。</p>
指摘	<p>介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるために事業者として必要な措置を講じてください。</p>
補足	<p>新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられています。事業所として、対象者を把握し、計画的に研修を受講させる体制を整えてください。</p>

# 運営指導における指摘事例

## 【事例8】業務継続計画の策定等

事例	<p><b>【共通】</b> 業務継続計画が策定されておらず、研修や訓練も実施されていない。</p>
指摘	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じてください。また、従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施してください。</p>
補足	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度報酬改定により、業務継続計画が未策定の場合は、基本報酬を減算する必要があります（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）。</li><li>・研修及び訓練を実施した場合は、実施記録を作成してください。</li></ul>

# 運営指導における指摘事例

## 【事例9】衛生管理等

事例	<p><b>【共通】</b></p> <p>感染対策委員会が開催されていない。感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されておらず、研修及び訓練が実施されていない。</p>
指摘	<p>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じてください。</p> <p>(1) 感染対策委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施すること。※居住系・施設系は年2回以上</p>
補足	<p>委員会の開催や指針の整備、研修・訓練の実施を通じて、職員全体で感染症への対応力を高めていくことが重要です。</p>

# 運営指導における指摘事例

## 【事例10】秘密保持等

事例	<p>【共通(施設サービスを除く)】 利用者家族の個人情報の利用について、重要事項説明書や利用契約書と一緒にして利用者の代理人、身元引受人、保証人等から同意の署名を得ており、利用者の家族が、利用者家族自身の個人情報の使用について同意しているかが不明確になっている。</p>
指摘	<p>サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てください。</p>
補足	<p>利用者家族の個人情報の利用については、利用者家族(家族の代表)自身から同意を得てください。そのため、同意書の同意欄は「利用者(本人)」のほか「家族」の署名欄を設けるなど、利用者家族から同意を得たことを明確にする必要があります。</p>

# 運営指導における指摘事例

## 【事例11】事故発生時の対応

事例	<p><b>【共通】</b> 重大な事故について市に報告されていない。</p>
指摘	重大な事故が発生した場合は、直ちに前橋市長(介護保険課給付適正化係)に報告してください。
補足	介護保険のサービス提供時に事故等が発生した場合は、「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領(前橋市令和4年12月5日施行)」に基づき、報告を行ってください。報告書様式等は前橋市ホームページからダウンロードできます。

### 報告書様式等

前橋市ホームページ>組織から探す（ＨＰ画面右上）>福祉部>介護保険課  
>業務案内>事業者向け介護保険情報>介護保険のサービス提供時に発生した事故等の報告

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/kaigohoken/gyomu/5/4333.html>

# 運営指導における指摘事例

## 【事例12】利用料等の受領

事例	<p><b>【共通】</b> サービス提供内容と同様のサービスを体験利用者に無償で提供している。</p>
指摘	<p>サービスの体験利用については、次のとおり取り扱ってください。</p> <p>(1)体験利用者の受け入れにより、人員基準違反、定員超過利用等の基準違反が生じないよう留意すること。</p> <p>(2)通所介護等のサービス提供内容と同様のサービスを体験利用者に提供する場合は、法定代理受領サービスである通所介護等に係る費用との間に不合理な差額を設けないこと。</p>
補足	<ul style="list-style-type: none"><li>既存の要介護者等に提供しているサービスと同等の内容を、サービス利用者以外の者に提供する場合は、介護報酬告示上の10割相当額の負担を求めることが基本です。無料や極端な低額で同等サービスを提供することは、他の利用者との公平性を欠くため認められません。</li><li>サービス提供を伴わない見学については、無料として差し支えありません。</li></ul>

## 介護報酬の請求に関する注意点

- 請求前の確認事項

- 該当する告示・留意事項通知・事務処理手順・関連Q&Aを確認
- 算定要件を満たしているか必ず確認

- 自己点検の実施

- 事業所自身で算定要件を満たしているか判断

- 誤請求が判明した場合

- 過誤調整などの手続きで保険者・利用者に返還

- 運営指導で過誤請求が判明した場合

- 自主点検の実施を求める
- 結果や返還状況を市へ報告

# 運営指導における指摘事例

## 【事例13】サービス提供体制強化加算

事例	<p>【該当する加算があるサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新規にサービス提供体制強化加算に係る体制等を届け出た際には、職員の資格や勤続年数等の割合を算出していたが、翌年度以降について割合を算出しておらず、算定要件である所定の割合を上回っているか確認できない。</li><li>・職員の資格や勤続年数等の割合を算出しているが、その記録が保存されていない。</li></ul>
指摘	サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、前年度(3月を除く。)における職員の資格や勤続年数等の割合について、毎年度算出し、算定要件を満たしていることを確認してください。また、その記録について、適切に保存してください。
補足	前年度の状況により算定する特定事業所加算も同様に、毎年度の算出とその記録が必要です。

# 運営指導における指摘事例

## 【事例14】科学的介護推進体制加算

事例	<p>【該当する加算があるサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者ごとのADL値等の利用者的心身の状況等に係る基本的な情報をLIFEへ提出していなかったケースが見られた。</li><li>・また、フィードバック情報を参照しておらず、サービスを有効に提供するために必要な情報を活用していないケースが見られた。</li></ul>
指摘	<ul style="list-style-type: none"><li>・科学的介護情報システム(LIFE)への情報提出は、科学的介護推進体制加算の算定開始月以降、少なくとも3月ごと(サービスの利用を終了する日の属する月を含む)に行ってください。</li><li>・フィードバック情報を参照し、サービスを有効に提供するために必要な情報を活用してください。</li></ul>
補足	LIFEへ提出を行っていたつもりが、情報が正しく送付できていなかったケースがありました。送信状況については、複数名でチェックするなど、送付漏れが発生しないよう工夫を行ってください。

# 運営指導における指摘事例

## 【事例15】介護職員等処遇改善加算

事例	<p>【該当する加算があるサービス】 介護職員等処遇改善加算の算定にかかる周知について、全ての職員に周知したことが確認できない。</p>
指摘	<p>介護職員等処遇改善加算の算定に当たり、職員に対して介護職員等処遇改善計画の内容等の周知を行った際は、その記録について、適切に保存してください。</p>

# 運営指導における指摘事例

## 【事例16】個別の加算

事例	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・加算の算定要件の一部を満たしていない。</li><li>・利用者の同意が必要な加算について、同意を得ていない。利用者の同意についての記録がなく、同意を得ていることがわからない。</li><li>・加算に係る個別の計画が必要な加算について、当該計画を作成していない。</li><li>・加算の算定に係る留意事項通知や事務処理手順に則った取り組みが行われておらず、加算の本来の趣旨を満たしていない。</li></ul>
指摘	<ul style="list-style-type: none"><li>・加算の算定に当たっては、算定要件を全て満たすと共に、留意事項通知及び事務処理手順等に則った取り組みを行ってください。また、加算の算定要件を満たしていることについて、明らかにしてください。</li></ul>
補足	<p>加算の算定に当たっては、その趣旨を正しく理解し、要件を確実に満たしたうえで算定することが求められます。</p>

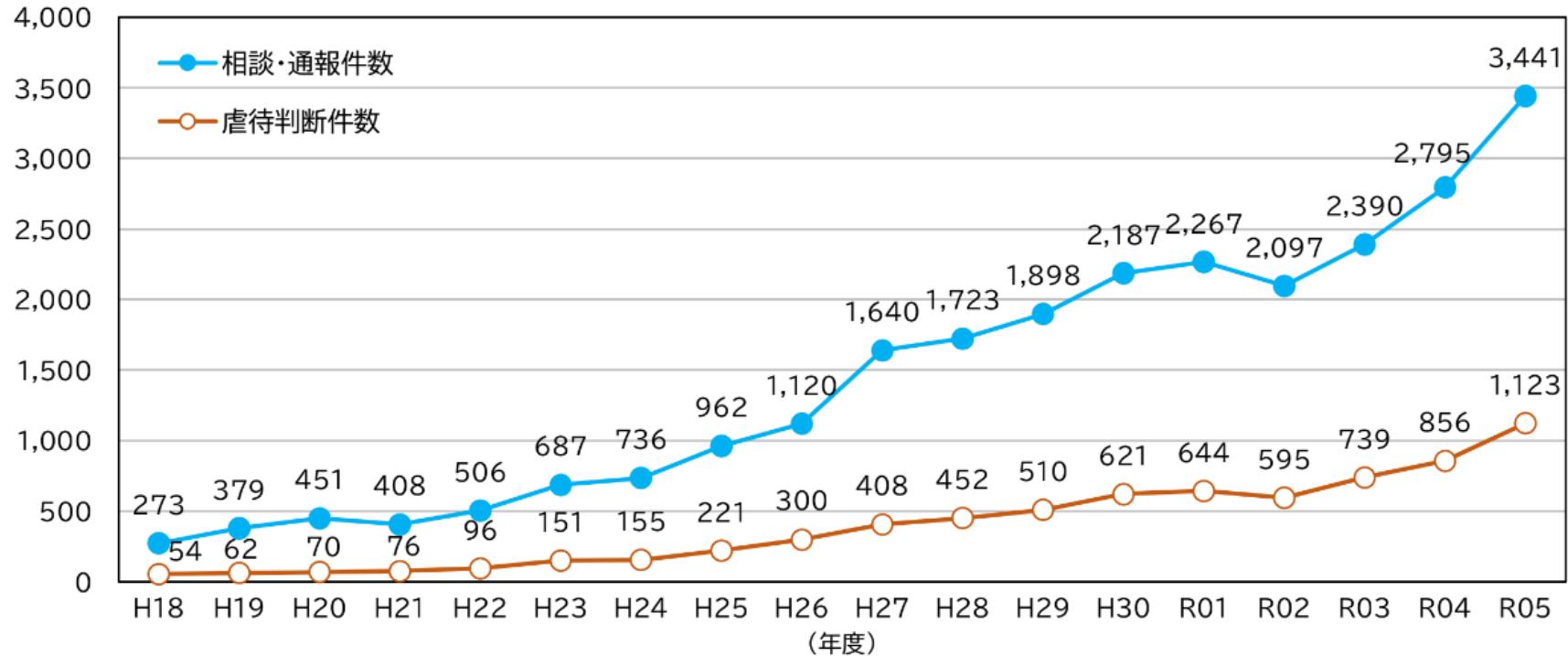
- 1 介護保険施設等の指導監督
- 2 業務管理体制の検査
- 3 運営指導における指摘事例
- 4 高齢者虐待防止
- 5 自主点検表の活用

# 高齢者虐待防止

## 高齢者虐待防止の重要性

(件)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



- 虐待件数は年々増加、令和5年度は過去最多
- 再発事案も多く、施設の体制強化が急務
- 未然防止と迅速な初動対応が求められる

## 本テーマの構成

- 1 高齢者虐待防止に関する関係法令
- 2 高齢者虐待の捉え方
- 3 通報する義務
- 4 設置者の義務

# ①高齢者虐待防止に関する関係法令

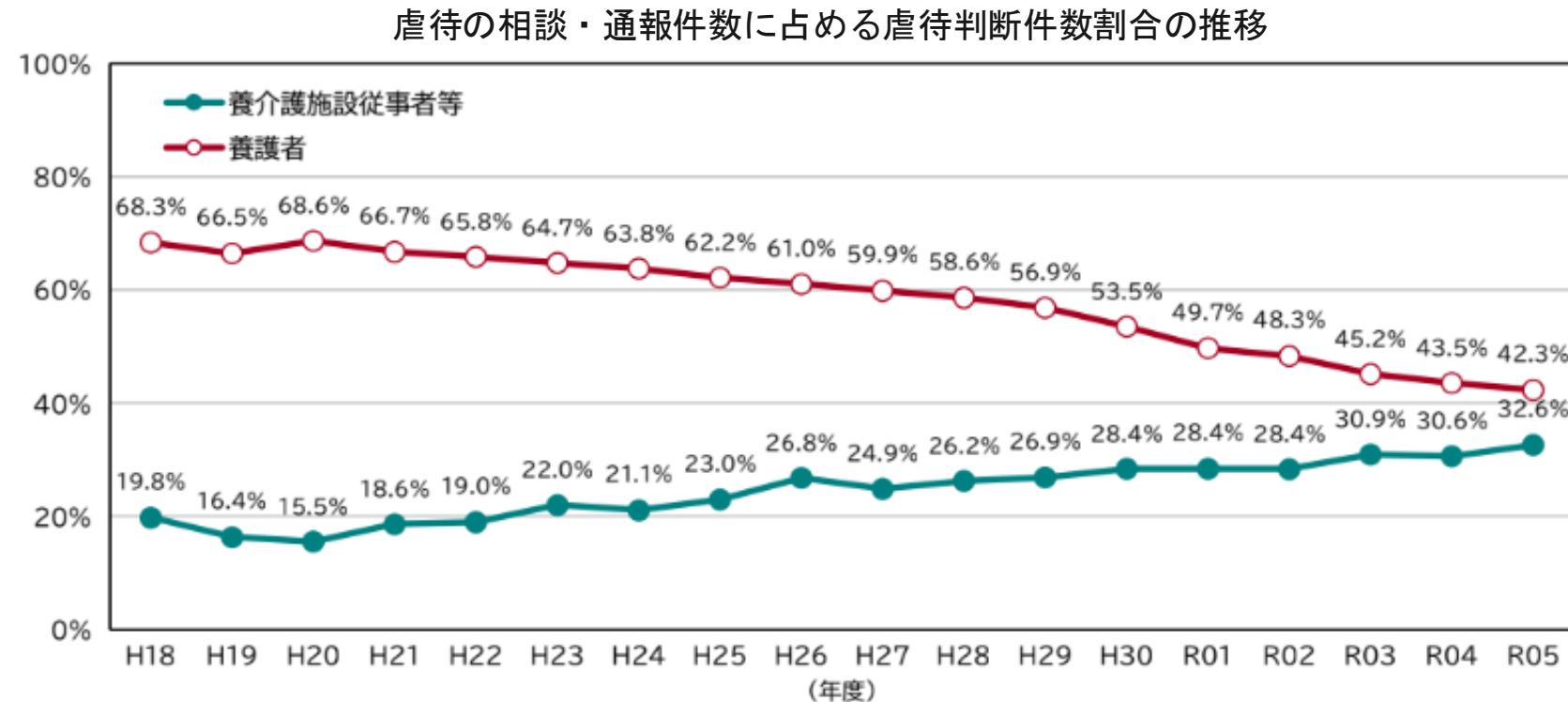
## 高齢者虐待防止法とは

正式名称	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
制定背景	家庭・施設での虐待事案の社会問題化
施行	平成18年4月
目的	高齢者の権利利益の擁護

# ①高齢者虐待防止に関する関係法令

## 高齢者虐待の分類

- 養護者による高齢者虐待
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待



- 「介護サービス事業所の業務に従事する者が、当該サービスを利用する高齢者に対して行う虐待行為」は、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当します。
- 虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合の推移をみると、養介護施設従事者等による虐待件数の割合は増加傾向にあります。

出典 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

## 2 高齢者虐待の捉え方

### 高齢者虐待の5つの類型

(イ) 身体的虐待

(ロ) 介護・世話の放棄・放任

(ハ) 心理的虐待

(二) 性的虐待

(ホ) 経済的虐待



※各年度において個人が特定できた被虐待者の総数に対する集計(複数回答)。

- 身体的虐待の割合が最も大きく、次いで心理的虐待の割合が大きくなっています。
- 令和5年度は経済的虐待の割合が大きく伸びています。

出典 令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

## 2 高齢者虐待の捉え方

### (イ) 身体的虐待

虐待行為	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。</li></ul>
具体例	<ul style="list-style-type: none"><li>平手打ちをする。つねる。蹴る。殴る。やけど、打撲をさせる。</li><li>本人に向け物を投げつける。</li><li>医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li><li>「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制。</li></ul>

- 高齢者の身体に接触しなくとも高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断します。
- 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等も身体的虐待となります。

## ②高齢者虐待の捉え方

### (口)介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

虐待行為	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</li></ul>
具体例	<ul style="list-style-type: none"><li>入浴しておらず異臭がする、汚れのひどい服を着させている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li><li>褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li><li>医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li><li>ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li></ul>

- 施設管理者が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠ることもネグレクトに該当します。

## 2 高齢者虐待の捉え方

### (ハ) 心理的虐待

虐待行為	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li></ul>
具体例	<ul style="list-style-type: none"><li>「ここにいられなくしてやる」「追い出しそぞ」などと言い脅す。</li><li>排泄介助の際、「臭い」「汚い」などという。</li><li>他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。</li><li>トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。</li><li>面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。</li><li>車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li><li>入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。</li></ul>

## ②高齢者虐待の捉え方

### (二)性的虐待

虐待行為	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。</li></ul>
具体例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li><li>・ 人前でおむつ交換をし、その場面を見せないための配慮をしない。</li></ul>

## ②高齢者虐待の捉え方

### (ホ)経済的虐待

虐待行為	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</li></ul>
具体例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。</li><li>・ 事務所に金銭を寄付や寄贈するよう強要する。</li><li>・ 高齢者のお金を使い、処分する、無断流用する。</li></ul>

## ②高齢者虐待の捉え方

### 虐待の類型まとめ

- ここで紹介したものは代表例にすぎない
- 日常のケアが虐待に該当しないか、常に確認を
- 入居者の尊厳を守る視点を忘れずに

### ③ 通報する義務

#### 通報する義務の法的根拠

虐待防止法  
第5条第1項

福祉関係者は虐待の早期発見に努める義務

虐待防止法  
第21条第1項

虐待を発見した場合は市町村に速やかに通報

#### 通報者の保護

虐待防止法  
第21条第6項

通報は守秘義務違反に該当しない

虐待防止法  
第21条第7項

通報による不利益な取扱いは禁止

- 刑法の秘密漏示罪等も通報を妨げるものではありません。

### ③ 通報する義務

#### 通報・相談先

##### 養介護施設従事者による高齢者虐待

通報先	前橋市介護保険課事業所指定係
電話番号	027-898-6132
受付時間	午前9時～午後5時(平日)

- 市の機構改革により直通番号や係名が変わる場合があります。

## 設置者の義務

### 虐待防止のための4つの取り組み

1. 虐待防止委員会の定期開催
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 職員研修の定期実施
4. 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

- 虐待防止は設置者の法的責任
- 経過措置は令和6年3月末で終了

## 設置者の義務

### 1. 虐待防止委員会の定期開催

- 定期的な開催が必要
- 対策の検討・情報共有を行い、全従業者に周知

- 実効性のある委員会運営(形式的にならない工夫)をお願いします。

## 2. 虐待防止のための指針の整備

- 例として次のような項目を盛り込むことが有効
  - イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方
  - ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
  - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
  - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
  - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
  - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
  - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
  - チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
  - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- 職員が迷わず行動できる体制づくりを行ってください。

## 3. 職員研修の定期実施

- 全職員対象に定期的な研修を実施
- 新人研修・年次研修に組み込み、継続的に啓発

虐待の兆候を見逃さない知識と技術の習得を

### 虐待防止研修プログラム例

介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

MS&ADインターリスク総研株式会社のHPから、調査研究／官公庁受託事業「医療／介護／障害福祉／子ども・児童福祉等」2020年度をご覧ください。

#### 4. 虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置

- 虐待防止対策を推進・管理する担当者を配置
- 当該担当者は、身体的拘束等適正化検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

- 責任の所在を明確にし、迅速な対応体制を整備

# まとめ

## 虐待ゼロを目指して

- 速やかに体制を整備することが必要です。
- 入居者の尊厳と安全を守るために、全職員での取組をお願いします。

### 体制整備の参考例

施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf> 報告書別冊.PDF

- 1 介護保険施設等の指導監督
- 2 業務管理体制の検査
- 3 運営指導における指摘事例
- 4 高齢者虐待防止
- 5 自主点検表の活用

# 自主点検表の活用

## 自主点検表の概要

- 各種条例に基づいて作成
- 運営に必要な確認項目を網羅

- 前橋市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- 年1回程度、自主点検表を活用して事業所全体で見直しをお願いします。

# 受講報告兼アンケートのご案内

本動画の視聴後、受講報告兼アンケートの回答をお願いします

- アンケートの回答をもって、本年度の集団指導の受講が完了となります。
- アンケートフォームのリンクは前橋市ホームページの本動画掲載ページに記載されています。
- 本動画掲載ページには運営指導において把握した良い取り組みをまとめた好実例集や、その他お知らせを掲載していますので参考にご覧ください。

## 回答期限

令和8年2月20日

ご視聴ありがとうございました。

